

「サイバー型いじめ」(Cyber Bullying)の理解と対応に関する教育心理学的展望 Educational Psychological Review about Understanding and Coping with Cyber Bullying

小野 淳¹、斎藤 富由起²

要 旨

いじめ現象の第三のピーク期(尾木・渡部,2007)において、子どもたちの約40-50%がいじめに関係している。こうした動向の中で、新しいいじめの形態として、携帯やEメール、インターネット上の掲示板などを媒介とする「サイバー型いじめ」(Cyber Bullying)が注目されている。本論文では、第一に「サイバー型いじめ」が登場した背景とその定義を紹介し、第二に、サイバー型いじめの特徴や種類を伝統型いじめ(Traditional Bullying)との比較を通じて論じた。第三に代表的な教育委員会の取り組みと海外での教育心理学に基づくサイバー型いじめ対策プログラムを紹介し、今後のサイバー型いじめ対策の課題を検討した。

キーワード：サイバー型いじめ Cyber Bullying, 伝統型いじめ Traditional Bullying
予防・回復プログラム Preventive and Therapeutic Program

1. 「サイバー型いじめ」¹⁾(Cyber Bullying)の登場と定義

1-1. どのくらいの子どもがいじめを経験しているのか

2006年11月の自殺予告事件や「いじめ」による相次ぐ自殺を背景として、文部科学省(2007)は「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とした従来のいじめの定義を、「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させる」という観点に基づき、「一方的」「継続的」「深刻」の3要件を排して「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」という認知的定義に変更した。

こうした変更には市民的立場から検討されなければならない課題も多い(安藤,2007)ものの、発生件数から認知件数となった結果、「いじめ」件数は前年の2万143件から6倍以上の12万4,898件(国公立あわせて小学校で6万件余りであり、中学校で5万1,000件余り。これに高校と特殊学校の数値が加わる)にのぼることが示された。学校別の割合を見ると、小学校で約50%、中学校で約70%、高校で約60%であり、全体として半数以上の学校でいじめが起きていることが理解できる(文部科学省,2007)。

この実態調査を受けて、文部科学省は2007年度2-3月に小学校5年生から中学校2年の約480万人の児童・生徒に対して、スクールカウンセラーや教員OBによるカウンセリングを実施している。また、自治体でも様々な緊急の取り組みが行われている。例えば、須磨区高校生自殺事件に即応した滋賀県教育委員会「いじめ対策チーム」(2007)は、特にインターネットを利用したいじめ防止に注目した「ストップ・いじめアクションプラン」を作成しており、兵庫県教育委員会「インターネット社会におけるいじめ問題研究会」(2008)はネットいじめ防止策を

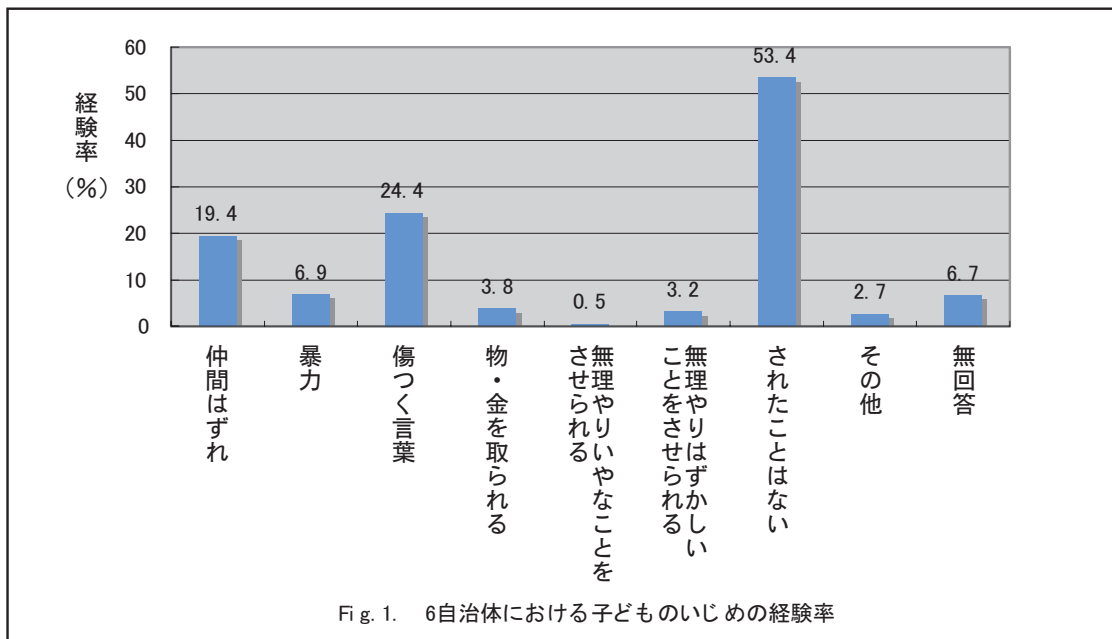
1 Atsushi ONO 千里金蘭大学生生活科学部児童学科 (受理日:2008年10月1日)

2 Fuyuki SAITO 千里金蘭大学生生活科学部児童学科 (受理日:2008年10月1日)

1)「Cyber Bullying」の正式な邦訳は定まっていない。「ネットいじめ」、「サイバーいじめ」など複数の訳が存在している。「Cyber Bullying」はインターネットに限定されないため、邦訳として「ネットいじめ」を避け、「電子通信機器を利用した新しいタイプのいじめ」という意味をこめて「サイバー型いじめ」とした。

まとめている。さらに名古屋市は「ネットいじめ」を防ぐための啓発用テレビCMを緊急に制作している（毎日新聞2008年8月19日付）。こうした行政、自治体の施策からも理解できるように、2008年度現在、「いじめ」現象は急を要する教育課題と言える。

文部科学省以外の調査では²⁾、子ども支援・救済の観点から内田（2008）が6自治体の子ども（11-17歳）を母集団として、自治体の協力の下、大規模な調査を行っている。内田（2008）は、いじめを「友だちからの傷つき体験」と定義し、さらに傷つき体験を「仲間はずれ」「暴力」「物・金を取られる」「無理やりいやなことをさせられる」「無理やりはずかしいことをさせられる」の5要因に区分して、子どもたちに経験率を尋ねた。その結果、子どもたちの約40-50%がいじめに相当する経験を受けていることが明らかにされている。内田（2008）による6自治体の平均結果をFig. 1に示す。



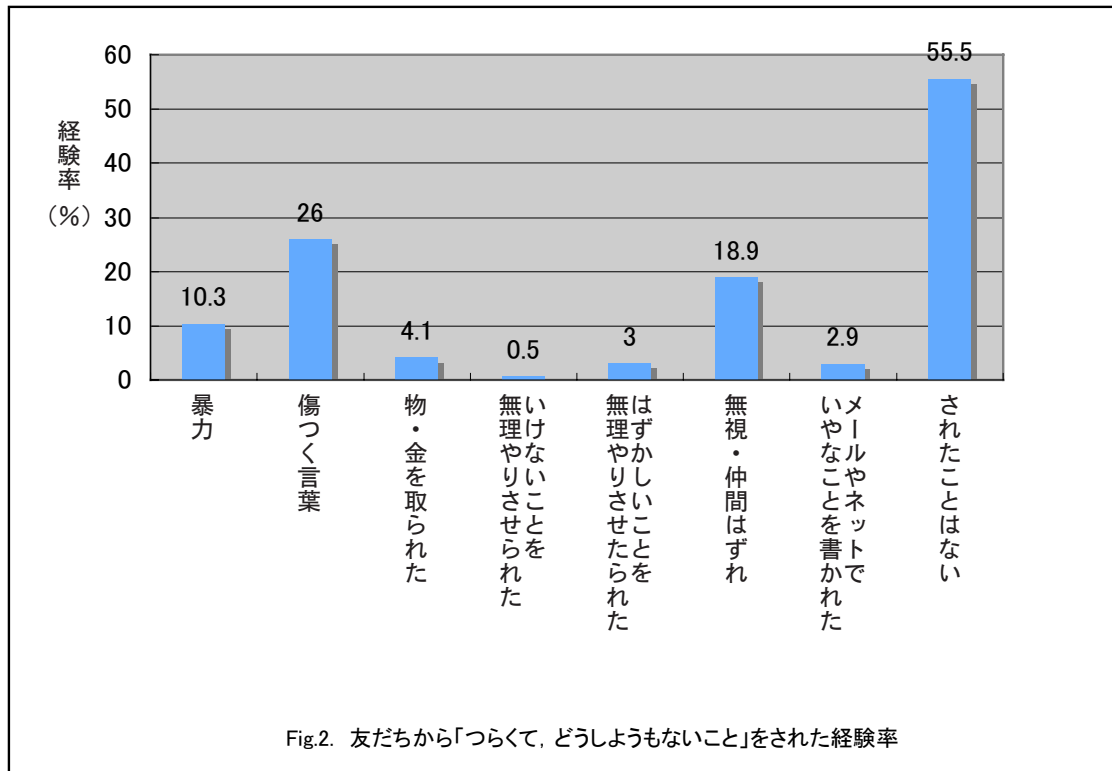
(内田 (2006) による表7-1に基づき作成)

川崎市・川崎市子どもの権利委員会（2008）は、川崎市における子どもの権利に関する実態と意識を検討するため、11歳から17歳までの子ども（n=1,847）を母集団とした調査をおこなった。その結果、いじめの発生率において、内田（2008）とほぼ同様の結果が見られた。以上の結果をFig.2に示す。

保護者の立場からは、全国高等学校PTA連合会および木原（2006）が高校生（n=6409）を母集団として、「しつこいからかいや無視など不愉快になること」を「精神的いじめ」と定義して、その経験率を尋ねている。その結果、小学生時代に男子55.6%、女子62.7%、中学校時代に男子52.7%、女子54.1%、高校生において男子38.0%、女子29.5%が精神的いじめを経験していることが報告されている。

また、青年期の暴力肯定観尺度を作成する目的で、田中ら（2005）は高校生の逸脱行動を検討している。その結果、高校生の男子47.9%、女子48.7%（n=2,192：男子864名・女子1,328名）は「友人といっしょになって他の人をいじめたり、仲間はずれにした経験がある」と回答したことが示されている。この数値は他の研究と異なり、加害意識を尋ねている点で注目できる。いじめに対する地域からの調査として、川口商工会議所（2006）は、20歳から69歳までの123人を対象に、インターネットを通じたモニターアンケートで「いじめを受けたことがあるか」を

2) いじめの実態調査を議論する際、しばしば問題となるのは、その定義や調査者の立場や調査目的の違い、あるいは「私の周りにはいじめはなかった」などの個人的な経験により、いじめの存在自体が不明確にされることである。ここでの論旨は、定義や立場が異なっていたとしても、平均して約40%強-50%程度の範囲でいじめが経験されていることを示すことである。



(2008年度 川崎市・川崎市子どもの権利委員会による「川崎市子どもの権利条約に関する実態・意識調査報告書」より、一部改変して引用) 尋ねた結果、52%が「ある」と回答し、さらに69%が「しっかりと(いじめの経験を)覚えて」おり、13%が「自殺を考えたことがある」と回答している。

以上のように、いじめの定義や調査者の立場に相違はあっても、総じて約40-50%の子どもたちはいじめを経験している³⁾。強度や頻度に差こそあれ、いじめは子どもの周囲で日常的に生じている、あるいは見聞きされる現象と結論できる。

1-2. 第三のピーク期いじめの特徴-サイバー型いじめ(Cyber Bullying)の登場-

尾木・渡部(2007)は、「いじめが深刻化し、社会問題として注目された時期」をピークと呼び、3つのピーク期説を提唱している。第一のピーク期は、中野区中学生自殺事件に象徴される1985年から1987年の2年間である。当時の文部省による「いじめ」は「学校がその事実を確認しているもの」と定義されていたように、いじめの判定は学校にあり、「いじめられている者も悪い」などの人権感覚に乏しい意見も見受けられた。

しかし、1994年に「子どもの権利条約」が批准された影響もあり、文部省(当時)による「いじめ問題対策情報センター」や「家庭教育電話相談」、厚生省(当時)による「子ども・家庭110番」、総務庁(当時)による「青少年補導センター」、法務省(当時)による「子ども人権オンブズマン」などの各相談機関が設置され、活用と連携強化が推進された。また、「いじめられる方も悪い」という認識から「子どものSOSを受けとめよう」へと認識の変化が見られ、社団法人公共広告機構によるいじめ防止キャンペーンが開かれるなど、全体的に人権意識の向上と支援的な認識枠組みが準備されはじめた(尾木・渡部,2007)。

3) イギリス、オランダ、ノルウェー、日本の4カ国のいじめ被害経験比較調査(森田,2001)のように、日本のいじめ被害経験率は13.9%と見る報告も存在する。こうした数値の違いが、いじめの定義や調査方法、質問項目の違いに由来するのか、社会的背景、とりわけピーク期の相違に依拠するのか(あるいはそのどちらの影響も受けているのか)の検討は今後の課題である。

こうした変化を受け、1994年から1996年にかけていじめの第二のピークが訪れる。愛知県中学生自殺事件に象徴されるいじめ事件に対して、被害者救済論への機運も生まれ、「本人の訴えがあればいじめ」とする文部省（当時）によるいじめ定義の変更も生じた。1995年には文部省（当時）による「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」も開始され、様々な限界は指摘されたものの、「いじめはいじめる方が100%悪い」とする今日はいじめ対応の原則も示されている（尾木・渡部,2007）。

1997年から2007年にかけての第三ピーク期では、子どもの権利条約へのバックラッシュ（喜多,2008）に示されるように、第二ピーク期に見られた人権感覚が劣化し、新たなタイプのいじめが登場した点が特徴とされている。従来のいじめ理解では、いじめ現象を「加害者－被害者－観衆－傍観者」に区分する「いじめの四層構造」説（森田・清水,1994）が代表的な視点であった。しかし、第三ピーク期で主張された「新しいいじめのタイプ」は四層構造への適合性が低い特徴を持っている。

清水（1998）は、こうした特徴を①「何がいじめか不透明で、すぐに別種のにじめに変化する」；非規則性と変異性 ②「四層構造が成立せず、被害者と加害者の地位が逆転する」；地位の可逆性 ③「どういう経路でいじめがはじまったのか、明らかでない。それゆえ、誰がどうやっていじめを止めて良いのかわからない」；原因の不透明性と責任の拡散の三点にまとめている。換言すると、おとなから発見しづらく、いじめの理由が不明確で（したがって、いついじめの対象になるかも不明確）、誰でもが被害者（加害者）となる可能性があるタイプのいじめである。

後に見るように、サイバー型いじめは発見しづらく、誰でもが加害者（被害者）になる傾向があり（川崎市・川崎市子どもの権利委員会,2008）、サイバー空間で行われるいじめのため、傍観者や観衆の特定は難しい。また匿名性が高いため、いじめの加害者や契機が特定できないことも多い(Kowalski,2008a)。さらに2006年度から2007年度にかけて少なくとも12件の事件性のあるサイバー型いじめが発生しており（読売新聞2007年12月2日付）、その影響力は重大である。これを裏付ける傾向として、インターネットにおける中傷行為の悪質化により、警察に相談するケースも急増している（朝日新聞2008年1月16日付）。須磨区高校生自殺事件のようなサイバー型いじめが関与した少年事件も相次いで発生していることを考え合わせれば、近年のいじめ現象の特徴としてサイバー型いじめを指摘する見解（e.g.,安藤,2007；尾木・渡部,2007；藤川,2008；文部科学省,2008；渡辺,2008）は妥当と思われる。以上の見解を Table. 1 に示す。

Table.1. 日本におけるいじめ認識の推移

ピーク期	期間(前後を含む)	文部科学省による定義	象徴的事件	「いじめ」認識の特徴	社会動向
第一次ピーク期	1985-1987	1. 自分よりも弱いものに対して一方的に、 2. 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 3. 相手が深刻な苦痛を感じているもの。 4. 学校としてその事実を確認しているもの。 ・なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。	中野区 中学生自殺事件 (1986年2月)	「いじめられる側も悪い」 「いじめは昔からあった」 「いじめられたら、いじめかえせ」 「いじめられる者は、弱い者」	「人権感覚の鈍化」期 ①管理教育の提唱 ②いじめ自殺の発生
第二次ピーク期	1994-1996	1. 自分よりも弱いものに対して一方的に、 2. 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、 3. 相手が深刻な苦痛を感じているもの。 4. 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、 いじめられている児童生徒の立場に立って行う。 ・なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。(1994年より)	愛知県 中学生自殺事件 (1994年11月)	「いじめのSOSをキャッチせよ」 「いじめは許さない」 「いじめは格好悪い」 「いじめる側が100%悪い」	「人権感覚の向上」期 ①子どもの権利条約批准(1994年). ②スクールカウンセラー活用事業(文部省, 1995) ③いじめ対策委員会設置(文部省, 1996) ④国際間の「いじめ」研究(文部省, 1996)
第三次ピーク期	1997-2007以降	1. 一定の人間関係のある者から 2. 心理的・物理的な攻撃を受けたことにより 3. 精神的な苦痛を感じているもの。 ・なお、起こった場所は学校の内外を問わないこととする。(2007年度より)	須磨区 高校生自殺事件 (2007年9月)	「問題を起こした子どもに対して、指導、懲戒の基準を明確にし、毅然とした態度を取る」 「規律を確保するために校内で全教員が一致した対応を取る」	「人権感覚の劣化」期 ①ゼロトレランス(寛容なき厳罰主義)の提唱。 ②サイバー型いじめの登場 ③体罰への再議論 ④競走原理に基づく成果主義

(この表は尾木・渡部(2007)の見解を参考に筆者らが作成したものである)

1-3. 海外におけるサイバー型いじめの定義

比較的新しい分野である「サイバー型いじめ」の定義は、研究方法の相違や使用される電子通信媒体の違いなど、現象自体に多様性が大きいと、現在も論争の余地が残されている (Kowalski,2008a)。例えばサイバー型いじめを子ども同士の中に限るか、おとなとの関係も含んだ定義にするかも定義上の論点と言える。Smith(2007)は教師の17%が(生徒からの攻撃を含む)サイバー型いじめを受けていると報告し、おとな(教師)と子ども(生徒)間の電子メディアを介した相互作用をサイバー型いじめの範疇に含ませており、教師・生徒の関係に新たなツールが加わった事実を積極的に受け入れ、分析の対象にしようとしている。他方、Aftab(2006)は「おとなが関与するのはサイバーハラスメント(Cyber harassment)あるいはサイバーストーカーリング(Cyberstalking)であり、サイバー型いじめ(Cyber Bullying)とは決して呼んではいけない」と主張しており、あくまでも子ども(生徒間)同士の範疇に限定し、その中で新しい構造を持ついじめが発生したという視点を強調している。こうした論点を展望した Shariff(2008)は、現在述べられている定義の多くが Belsey(2005)または Willard(2003:2006)によるサイバー型いじめの定義に遡れると考えている。

Belsey(2005)によれば、「サイバー型いじめとは、他者に害を与えることを目的として、個人あるいは集団が意図的で、度重なる、敵対的な行動をとるために、Eメール、携帯電話、ポケットベルのテキストメッセージ、(携帯電話の)インスタントメッセージ、中傷的な個人ウェブサイト、オンライン個人投票サイトといった情報通信技術を使用すること」と定義されている。

他方、Willard(2003:2006)はサイバー型いじめを「中傷的で、脅し、嫌がらせ、差別に相当し、個人情報暴露し、攻撃的、低俗で人の尊厳を傷つけるような意見を含む発言」⁴⁾と定義した上で、フレーミングに代表されるサイバー型いじめ行為の分類に重点をおいている。

Willard(2003:2006)の定義は Belsey(2005)に比べて包括的であり、その種類を定義した功績は大きい(Shariff, 2008)。しかし Belsey(2005)の定義に含まれていた「意図的」「度重なる」などのいじめ行為の条件に関する考察が乏しい点に課題も見られ、結果として両定義は相補的である。現状では先行研究(e.g., Trolley, Hanel & Shields, 2006; Winer & Leneway, 2008)の多くが、サイバー型いじめの定義には Belsey(2005)を引用し、種類としては Willard(2006)を参考にして、さらにハッピースラッピング(Happy slapping:後述)などの新たなサイバー型いじめ行為を加えて分析している。

「いじめ」と「bullying」の相違説(滝,2001)で指摘されたように、サイバー型いじめにおいても海外の定義の単純な直輸入は無益だろう。しかし、日本ではサイバー型いじめの統一的な定義がなされていないため、「学校非公式サイト」(特定の学校の生徒だけで運営される非公式の会員制掲示板)や「インターネットやメールでいやなことを書かれたこと(ネットいじめ)」、「個人情報の暴露」、「インターネット依存」などに対して個別に対策をたててしまう傾向がある。そうした対応には合理性の課題が指摘できるだろう。他方、海外ではサイバー型いじめとして諸現象を統一的に理解し、家庭、学校、関係する専門機関や専門家(特にスクールカウンセラーや情報処理教員)が連携して対応しようとする点に特徴がある(e.g., Trolley, Hanel & Shields, 2006)。こうした連携性は合理的であるだけでなく、子ども支援全体に共通して求められる態度であり(斎藤,2008)、今後日本でのサイバー型いじめ対策を考慮する上で基本的な枠組みとなるだろう。以上のように考えると、諸外国の定義を参考に、日本の文化的背景を考慮した「サイバー型いじめ」の定義の確立が急がれる。

4) 法律家である Willard(2003:2006)の定義は法的思考が背景にあり、理解には注意が必要である。ここで述べている「相当する(constitutes)」は、「法的な概念に相当する」の意味が含蓄されている。そのことを意識すれば、「法的に罰せられるような中傷的行為や脅迫行為、嫌がらせ行為や差別行為に相当し、個人情報の暴露や攻撃的、低俗で人の尊厳を傷つけるような意見を含む発言」と訳すこともできる。つまり、単なる個人情報の暴露や攻撃行為ではなく、それが法的により罰せられる行為にまで及んでいることが Willard(2003:2006)の定義には含まれている。これに対して Belsey(2005)の意見は「どういう手段で何をしたか」に主眼が置かれ、法的な罰に相当するか否かは論じられていない。

2. サイバー型いじめの特徴と動向

2-1. サイバー型いじめの発生率

サイバー型いじめへの注目は日本だけではない。アメリカ合衆国において、サイバー型いじめの頻度を検討した Juvonen と Gross(2008)は、12歳から17歳までの子ども (n=1454) を母集団にサイバー型いじめの経験率を検討したところ、4人に3人は過去12ヶ月に少なくとも1回のサイバー型いじめを経験していることを報告した。調査協力者の41%は過去1年間で1-3回、13%は4-6回、19%が7回以上のサイバー型いじめを経験したと回答しており、その原因は自分にあると考える傾向があること、また、サイバー型いじめの51%は学校の友人から受けたものであり、学校でのいじめが電子通信機器の利用により拡大していることも併せて指摘されている。

イギリスでは、政府機関の Department for Children, Schools and Families(DCSF)が12歳から15歳までの子どもの34%が何らかのサイバー型いじめを経験していることを報告し、これを受けてイギリス政府は「サイバー型いじめ防止キャンペーン」を立ち上げ、非営利法人である「Childnet international」等と連携しつつ (Childnet international,2007)、「安全に学ぶために：学校における反いじめ指導の定着 (Safe to Learn: Embedding Anti-bullying guidance Works in School)」が展開されている。

韓国においては、いじめ行為を動画で公開する事例やインターネットゲーム上でのフレーミングが実際の集団暴力事件を引き起こした事例が社会問題とされてきた。サイバー型いじめに実名や顔、学校名が公開される事例に対しては人権保護の観点からも取り組みが行われており (安,2007)、また「インターネット中毒」の観点からの検討も多い (李,2007)。2007年度の青少年カウンセリングの問題累計別統計によれば、全相談件数のうち6.8%が「インターネットやパソコンに関連する生活習慣」であった (李,2008) が、サイバー型いじめとしての正確な発生件数は今後の課題とされている。

日本におけるサイバー型いじめの件数は、いじめ全体の約4%とされている。この数値は、文部科学省 (2006) による全国の小中高校生を対象にした「2006年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、いじめの認知件数12万4,898件のうち全体の約3.9%にあたる4,883件が「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされた」と回答したことに依っている。とりわけ、学校非公式サイトは 38,260サイトにのぼり、サイト内でのサイバー型いじめは、誹謗中傷が約50%、わいせつ表現が約40%、暴力表現が約30%の割合で発見されている (文部科学省,2008)。

日本の子どもの携帯電話利用率の中心は中高校生 (内閣府,2007) のため、中学生、高校生を母集団とした調査も行われるようになってきた。埼玉県教育局「ネットいじめ等対策検討委員会」(2008) によると (n=5,724)、インターネット上に悪口を書き込まれるなどのサイバー型いじめの被害を受けた中高生の割合は8人に1人となることが明らかにされている。ネットでいじめられた経験がある生徒の割合は12.6%であり、加害者は同級生や先輩が51.9%、サイバー型いじめの特徴である匿名人物からの攻撃も46.1%にのぼった。また、社浦ら (2007) は「メールのやりとりにおいて不快な思いをしたことがあるか」を中学生に尋ねたところ (n=92)、15.2%が「ある」と解答し、その内容は「相手が特定できる悪口」、「相手が特定できない悪口」、「個人情報の公開」とサイバー型いじめを示唆する内容であった。さらに守谷ら (2007) によると、中学生の23.8%がインターネットで不快な経験をしており、その内容にはアダルトサイトやスパム以外に、「ブログへの不快な書き込み」が見られている。

埼玉県教育局「ネットいじめ等対策検討委員会」(2008) の結果では、サイバー型いじめ発見の契機は85%のケースで被害者本人からの相談であり、教職員が発見したのは15.2%にとどまっている。また誰にも相談していない生徒の割合も32.4%おり、学校がいじめを把握すること自体が困難と言える。大阪府教育委員会 (2008) が中学生、高校生を対象にしたサイバー型いじめ経験調査によれば、サイバー型いじめを受けた生徒は7,153名にのぼることが示されている。渡辺 (2008) が指摘するように、この数値だけでも文部科学省 (2007) の被害件数を超えており、サイバー型いじめは暗数が多く、おとなからの発見率も低いことが予想される。

2-2. サイバー型いじめの特徴

2-2-1. サイバー空間としての特徴

サイバー型いじめは、サイバー空間を利用する特性により伝統的ないじめと一線を画す側面がある。第一の特徴は、匿名性である(Shariff,2008)⁵⁾。匿名性によって加害者の特定が難しく、いじめの構造が把握しづらくなるだけでなく、被害者にとっては友人も嫌疑の対象となる点に注意するべきである(Kowalski,2008a)。被害者の多くが思春期、青年期にサイバー型いじめを受けることを考えると、サイバー型いじめの匿名性が子どもたちの対人観に甚大な影響を及ぼすことは自明であり、Gati ら(2002)は、こうした匿名によるサイバー型いじめが被害者に心理的荒廃(psychologically devastating)を与え、関連する子どもたちの社会的不利益となると指摘している。

日本でも斎藤ら(2007)が大学生を対象にインターネットで誹謗中傷された経験を尋ねたところ、3.2%の学生が匿名により誹謗中傷された経験があると解答しており、被害にあった60%が「その影響(自己肯定感の低下、対人不信感の増大、インターネットの回避)が1年以上継続している」と答えている。サイバー型いじめが与える心理的影響に関する研究は始められたばかりであり、詳細な実態は実証データを待たなければならないが(Kowalski, 2008a)、その影響により自殺念慮が生じるケースもあり(Becker & Schmidts,2005)、緊急な検討課題と言える。

サイバー空間としての第二の特徴は傍観者性である。Shariff(2008)によれば、伝統型いじめの観衆か傍観者の約30%が加害者に対して支持的であり(Boulton,1993; Salmivalli,2001)、いじめが長引くほど、より多くの傍観者がいじめに加わり、被害者と加害者の力の不均衡が拡大する(Henderson et al,2002)。換言すると、伝統型いじめであれ、サイバー型いじめであれ、いじめ防止において重要なことは、観衆や傍観者を増加させず、仲裁者が生じるような環境づくりを行うことが望ましい(森田,1998)。しかし、サイバー型いじめにおいて観衆や傍観者は膨大な量となるため責任の分散が生じやすく、伝統型いじめ以上に傍観者が仲裁者の役割を果たすことが難しいとする見解がある⁶⁾(Kowalski,2008a)。

サイバー空間としての第三の特徴はアクセシビリティ(Accessibility)である。伝統型いじめでは、学校から帰宅すればいじめを避けられたが、サイバー型いじめではメールにより家庭の中でも(情報端末があれば、どこでも)いじめを受けてしまう(渡辺,2008)。この他、サイバー空間を利用しているために、誰かに相談した場合の報復の恐れが高くなる可能性や、一度オンライン上で表現された発言は消しづらいこと(Kowalski,2008a)、性別や年齢を偽った迷惑行為が多くなること(Sharif,2008)などの指摘もある。サイバー型いじめの特徴は、サイバー空間の発展とともに今後も多様化していくと思われる。

2-2-2. 伝統型いじめ(Traditional Bullying)との相違

サイバー型いじめと伝統型いじめ(Traditional Bullying)は共通項も大きい(Juvonen & Gross,2008)。伝統型いじめは第一に攻撃性行動であること、第二に、加害者と被害者の力関係に不均衡があること、第三に、繰り返される行動などが要件とされてきた(Kowalski,2008a)が、こうした要件はサイバー型いじめにも一部確認できる。例えば、学校でいじめを受けている被害者が、帰宅後メールなどで何度も脅されるようなケースでは、伝統型いじめの三要件が認められる。こうしたケースでは学校内での(伝統型の)いじめが、電子通信機器の発展により家庭にまで延長してきたと考えられる(Ybarra & Mitchel,2004)。

しかし、サイバー型いじめでは、特に第二、第三の要件を必ずしも必要としない点の特徴でもある(Kowalski, 2008a)。異なる性別、年齢へのなりすましが可能なサイバー空間の特性により、対面的な人間関係よりもグルー

5) 池田ら(2007)は、インターネットの利用率の高い中学生ほど、ネット上での匿名性をおびたコミュニケーションを肯定的にとらえる傾向があることを報告している。換言すると、性別や年齢などのアイデンティティを変化させたコミュニケーションや、家族や知人に話せない内容を匿名で不特定多数と話せることを肯定的にとらえる傾向である。こうした匿名性のコミュニケーション自体が、現実の対面的コミュニケーションにどのような影響を与えるかは不明であり、尾木(2007)によるコミュニケーション不全の指摘とともに、今後の検討課題と言える。

6) 少数ながらサイバー型いじめにおいても、傍観者がいじめの仲裁者あるいは防止者になったケースは報道されている(矢部, 2008)。

プにおける力関係の不均衡は生じづらく、一度の攻撃行動で相手の生活の質を貶めることがあり、反復性は必ずしも必要とされない。

また、サイバー型いじめと伝統型いじめの被害者の共通性を検討した Ybarra & Mitchel (2004) は、オンライン上でいじめを受けたり、逆にいじめをしていた者で、日常生活ではいじめを受けている者が56%にのぼることを報告している。このことから、サイバー型いじめの被害者と伝統型いじめの被害者の重複が理解できる。同時に、学校ではいじめの被害者であった者が、オンライン上では加害者になる率も一定の割合を占めていることが示唆される。Kowalski & Limber(2006)の調査においても同様の傾向が見られており、日本でも被害者が加害者となるケースが報告されている (全国 PTA 協議会・木原,2006)。

さらに、川崎市・川崎市子どもの権利委員会 (2008) によると、自己肯定感の低い子どもは高い子どもと比較していじめ行為を受けている割合が高いにもかかわらず、サイバー型いじめに相当する「インターネットやメールでいやなことを書かれた」経験だけは自己肯定感の高低による差は見られなかった。つまり、サイバー型いじめでは、伝統型いじめと異なり、誰でもが被害者になる特徴を持っている。以上の見解を Table. 2 に示す。

Table.2. 伝統型いじめとサイバー型いじめとの対比

	いじめが行われる場所	加害者の特定	いじめ構造の把握	加害者と被害者の役割	傍観者の役割
伝統型いじめ	登校時間と放課後	明確	明確	固定的	変動的
サイバー型いじめ	情報端末があるところならどこでも	不明確	不明確	変動的	固定的

このようにサイバー型いじめは伝統型いじめの特徴を含みつつも、それと異なる特徴も相当に合わせ持っている。伝統型いじめへの対応に加え、サイバー型いじめの特徴を踏まえた新たな対応が求められる。

2-3. サイバー型いじめの種類

Table. 3 は Willard(2006)による分類に、Kowalski (2008a) が指摘するハッピースラッピング (Happy slapping) などの新たに登場したサイバー型いじめの傾向を加え、定義したものである⁷⁾。

Table.3. サイバー型いじめの種類

種類	行動のカテゴリー	定義	具体例
フレーミング (Flaming)	挑発行為 (敵意的言語表現)	オンライン上で (繰り返し) 挑発的、侮蔑的な発言を行うこと。	・チャット内で挑発的な発言を繰り返す。 ・チャット内で一人の発言者に対して集団が計画的に攻撃する。
ハラスメント (Harassment)	迷惑行為	繰り返し、(特定の) 他者に攻撃的なメッセージを送ること。	・eメールで何度も特定個人に悪口を送信する。 ・学校非公式サイトで特定個人への攻撃を繰り返し行う。
サイバーストーカーリング (Cyberstalking)	犯罪行為	ハラスメントがさらに悪質になり、脅迫と考えられる言動に達していたり、現実の具体的な危害が差し迫っている場合、特にサイバーストーカーリングと呼ぶ。	・金品を強要し、持ってこなければ危害を加えると脅す。
デニグレーション (Denigration)	中傷行為	他人を中傷する (時に事実ではない) 情報や絵画、加工した写真などを書き込んだり、掲載すること。	・オンライン上に、攻撃したい相手の顔を加工した写真など掲載する。
インパーソンネーション (impersonation) *	なりすまし	被害者になりすまして、他者にネガティブなメッセージを送るなど。被害者のパスワードを盗んで、被害者になりすまし、様々なサイトに被害者が困惑する情報をオンライン上に書き込むなど。	・被害者を装った加害者が被害者の情報を出会い系サイトに書き込む。
アウトティング&トリックリー (Outing & Trickery)	個人情報の暴露	・アウトティングとは知りえた個人情報を、本人の了解なくオンライン上に公開すること。 ・トリックリーとは、個人情報を得るため相手に近づき、個人情報を得た後に、それを了解なくオンライン上に公開すること。	・昔の友人からもらったメールを了解なく、オンライン上に掲載して、友人を困らせる。 ・困らせたい相手の住所や電話番号をネット上に掲載する。 ・他者からのメールを別の友人に見せ、「あの子は、あなたのことを、本当はこんなに悪く言っている」などの示唆を行う。
エクスクルーション または オストラシズム (Exclusion or Ostracism)	仲間はずれ	オンライン上のグループから特定個人を無視したり、情報を回さない行為。	・一人だけメーリングリストからはずされて、情報が回ってこない。 ・チャット内で発言しても一人だけレスポンスがもらえない。
ハッピースラッピング (Happy Slapping)	暴力行為の撮影	個人または集団が見知らぬ相手を不意に襲い、その様子をカメラ付き携帯電話で撮影し、携帯電話で送り合ったりオンライン上に公開すること。	・暴力を加えているシーンを撮影し、非公式サイトに掲載する。

*impersonationは Masquerdingと表現されることも多い。

フレーミング (Flaming) とは「オンライン上で挑発的・侮蔑的発言を行うこと」であり、チャットやブログの書き込み欄などで意図的に挑発的な発言が繰り返された結果、ブログが閉鎖されたり、抜き差しならない口論が生じるなどはフレーミングの典型である。フレーミングの相手が特定(または推定)でき、日常的にその人物と会う場合、しばしば極度の友人関係の悪化が見られ、特にスクールカウンセリングの相談対象になるケースも報告されている(斎藤,2009)。

ハラスメント (Harassment) とは「繰り返し(特定の)他者に攻撃的なメッセージを送ること」であり、Eメールで特定個人の悪口を流したり、大量のメールを一度に送りつけたり、ブログに特定個人の悪口を書き込むなどの迷惑行為はハラスメントに相当する。ハラスメントがさらに悪質化し、金品を強要したり、暴力行為を示唆する場合、サイバーストーカーリング (Cyberstalking) と呼ばれる。

デニグレーション (Denigration) とは「特定の他者を中傷する目的で虚偽の情報をオンライン上に流したり、加工した写真などを掲載する行為」であり、インパーソネーション (impersonation) とは、「被害者になりすまし、被害者の名前などでネガティブなメッセージを友人たちに送ったり、被害者の名前などで困惑する情報をオンライン上に書き込んだりする行為」である。被害者の名前をかたって交際サイトに登録し、突然、被害者に大量のメールが送られてくるケースが報道されているが (e.g.,山脇,2006)、こうした例はインパーソネーションと考えられる。

インパーソネーションと組み合わせやすい行為がアウティングとトリックリーである。アウティングとは「被害者の了解なく個人情報やオンライン上に掲載する行為」であり、トリックリーとは「友人を装って被害者に近づき、個人情報を聞き出して、オンライン上に掲載する行為」である。ただし、情報リテラシー教育の未学習による(悪意のない)認識不足で個人情報を掲載してしまう場合もあり、意図的な攻撃行動とは異なるケースも見られる。斎藤ら(2007)によれば、情報リテラシー教育のうち、特に「メールの内容をネット上に公開すること」への知識が不明確な青年層が多いことが示されている。伝統型いじめと同様に、サイバー型いじめも、その認定に際しては慎重な対応が求められよう。

エクスクルージョン (Exclusion) またはオストラシズム (Ostracism) は、オンライン上のグループから特定個人を無視したり、その人だけに情報を回さない行為である。チャットで発言しても反応がなかったり、メーリングリストから外されてしまうなどの現象は、エクスクルージョン (Exclusion) またはオストラシズム (Ostracism) と言える。エクスクルージョンの問題は、特定のサイトやチャットなどのサイバー空間に強い居場所感を覚えている青年層にとって重篤な影響を及ぼすだろう。斎藤(2009)は、青年層のサイバー空間としての居場所を、青年期の非社会的行動または心理的な社会的排除 (Social exclusion) の観点から考察している。今後、サイバー型いじめ、とりわけエクスクルージョンは青年期の居場所論としても追究されるべきである。

ハッピースラッピング (Happy Slapping) とは、不意に被害者に暴行を加えたシーンを撮影し、オンライン上に掲載する行為である。比較的新しく登場したサイバー型いじめ行為であり、暴行による重篤な犯罪でもある。2005年4月のイギリスにおける少年自殺事件 (Child bullying, school bullying, bullycide, 2008) にはハッピースラッピングの影響が見られる。我が国でも、いじめ現場や暴行シーンを撮影してメールで送信したり、学校非公式サイトに掲載するなどのケースが報道されており (読売新聞2007年6月8日付:2007年10月2日付)、情報モラル教育の徹底とともに、情報処理上の技術的防止策と被害者の心理的サポートを含めた総合的な対策が求められる。

3. サイバー型いじめへの対応

3-1. 代表的な教育委員会の取り組み

Table. 4 は、東京都、滋賀県、横浜市の教育委員会によるサイバー型いじめへの対応をまとめたものである⁸⁾。

7) 現実のサイバー型いじめではいくつかの要因が組み合わされるケースが生じる。友人を装って写真を撮り、その写真とともに、被害者の名前を使って交際サイトに書き込みをするなどのケースはインパーソネーションとトリックリーの組み合わせである。

8) 各都道府県教育委員会のサイバー型いじめに対する取り組みは、現在集計中だが、家庭内のルールづくりとフィルタリング機能の設定がほぼ共通している。なお、2008年7月、東京都教育委員会による「子どものインターネット利用の実態調査」によると、インターネットによるトラブルで子どもが巻きこまれた割合は小学生で10人に1人、中学生で5人に1人、高校生で10人に3人であった。

共通して、家庭内のルールづくりとフィルタリング機能の設定を強調しており、情報モラル教育を重視している点も指摘できる。東京都教育委員会の対応は、なによりも子どもたち自身へ呼びかけを重視点に特徴があり、この呼びかけを補強するような形で他の取り組みが組織化されている。滋賀県教育委員会の特徴は、サイバー型いじめが人権の侵害になること、ケースによっては犯罪行為になることを指摘している点に特徴がある。また、プロバイダへの連絡方法を明記している点も特徴であり、海外のサイバーいじめ防止プログラムにおいても、こうしたアピールには削除機関や相談機関へのアクセス方法の明記が原則的である（Agaston,2008）。

横浜市教育委員会の特徴は、行政が中心的な役割を担いつつも、家庭、学校、地域（事業者も含む）の連携性を強調している点である。海外でのサイバー型いじめ防止にこうした連携は必須であり（Trolley, Hanel & Shields, 2006）、日本でも今後、具体的な連携システム作りが求められる。横浜市教育委員会の第二の特徴は、電子情報メディアへの依存的な生活習慣は、情報モラル教育の問題だけでなく、子どもたちのコミュニケーション能力に影響を与えていることを強調している点である。こうした文脈からソーシャルスキルトレーニングの実施を行っている点で、横浜市教育委員会の対応は教育心理学的な色彩が強いと言える。日常的な保護者と子どもとのコミュニケーションを前提として、過剰なネット依存に抗するためのコミュニケーションスキルの学習の契機があることは、コミュニケーション不全への対応として望ましいと考えられる。今後、いっそう効果的なプログラムの開発が望まれる。

Table.4 代表的な教育委員会の取り組み

	計画名	子どもに対して	学校において	家庭への提言	関係業者への依頼
東京都教育委員会	子供の携帯電話利用についてのアピール	<ul style="list-style-type: none"> ・アピール文ー携帯電話の使用は慎重にー ・携帯電話をめぐる様々な危険から自分で自分を守る。 ・必要のない限り、携帯電話は持たない。 ・どうしても持つ必要があるときには、必要最小限の機能をもつ携帯電話を。 ・インターネットにつながなければならないときにはフィルタリング機能を。 ・携帯電話やインターネットの良い点、悪い点の勉強を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アピール文の徹底 ・フィルタリング機能の徹底 ・家庭でのルール作りの大切さの強調 ・相談しやすい雰囲気作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング機能の設定 ・家庭でのルール作り（ファミリー・ルール） 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の機能を持った携帯の開発 ・有害サイトアクセス制限 ・ネット上の誹謗・中傷の早急な削除
滋賀県教育委員会	「ストップいじめアクションプラン」における「ネットいじめの対応」	<ul style="list-style-type: none"> ・情報にも自他の権利があり、相手への配慮を。 ・いじめや犯罪予告は人権侵害であり、犯罪行為にもなりうる。 ・家族とルールづくり。 ・チェーンメールなどには反応しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育 ・被害の拡大防止（プロバイダへの削除依頼の方法の明記） ・児童生徒の心のケア ・関係機関との連携 ・フィルタリングサービスの呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット中毒や不健全な人間関係などの弊害を知る。 ・フィルタリング機能の設定。 ・ルール、マナーの話し合い。 	-
横浜市教育委員会	「ケータイ・ネットから子どもを守るための提言」	-	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAと協働して、特に携帯電話ロリ扱いルールの徹底 ・低学年の段階から、情報モラル教育と子どもの社会的スキル横浜プログラムの推進。 ・学校非公式サイトには、ネットパトロールを組織的に展開。 ・ネット上の中傷行為に対する自覚の学習。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル防止の一義的な責任は保護者にあることの自覚。 ・家庭内のルールづくり。 ・フィルタリングの設定 ・電子通信機器の知識の学習と相談機関の知識。 ・日常的なコミュニケーションの重要性。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口でフィルタリング機能などの説明。 ・削除依頼には迅速な対応 ・関連企業に個々dもたちへの悪影響を防止する「ネットパトロール」。

注：各取り組みの性格上、特別に強調されていない点については「-」で表記したが、そのカテゴリーの取り組みがないわけではないことに注意されたい。

3-2. 今後の課題と展望

特に横浜市の提言に見られるように、代表的な自治体の取り組みにおいては家庭内の情報モラルスキルの向上が重視されている。他方、右山ら(2007)は、保護者が情報モラル教育を必要と感じているにもかかわらず、実際には家庭内で行えない理由を検討した結果、保護者自身の知識の向上が必要であると同時に、父親の協力不足が母親から指摘されていることを報告している。今後、家庭での情報モラル教育を浸透させるためには、父親参加型の保護者向けの情報処理の講習会等の開催が有効だろう。

また、全体的にサイバー型いじめの予防的側面に力点があり、サイバー型いじめを受けてしまった子どもへの回復・支援的側面の記述が乏しい点がかがえる。守谷ら(2007)が指摘するように、サイバー型いじめを受けている子どもが誰にも相談できないでいる状態を変化させる働きかけが求められる。

海外の取り組みと比較して、日本での取り組みで欠けている点は、第一にサイバー型いじめに特化したアセスメントツールおよび効果的な予防・回復プログラムの開発であり、第二に加害者救済対策の取り組みである。

アセスメントツールの開発と予防・回復プログラムについては、Trolley, Hanel & Shields(2006)により開発された'PEAS'プログラム等がある。このプログラムでは、「学校におけるサイバー型いじめ調査表」(School Cyber Bullying Survey)により学校内でサイバー型いじめがどれほど理解されているかをアセスメントした後、生徒別の「サイバー型いじめの徴候記録表(Cyber Bullying Incident report)」および「サイバー型いじめ用インテークアセスメント記録表(Cyber Bullying Intake Assessment Form)、さらには生徒向けのサイバー型いじめアセスメント(Cyber Bullying Student Assessment Form:28項目・4件法)が開発されている。

これらのアセスメントに基づき、「子どもの態度」「心身の健康状態」「家庭状況」「社会的ネットワーク」の4つの観点からアセスメント結果が議論され、子どもの事情に基づいた個別の介入方針が決定される。同時にサイバー型いじめの集団ワークショップを行い、子どもたちには論理情動行動療法やソリューションフォーカストセラピーなどが紹介される。他方、教師のエンパワーのためにサイバー型いじめ防止サイトの情報提供がなされ、この領域のソーシャルスキルトレーニングのファシリテーターになるためのプログラムも開発されている。教育的・心理的・社会的の3側面からサイバー型いじめの防止および回復を考える'PEAS'プログラムと比較すると、日本の取り組みは提言の段階に止まっていることは否めない。今後、実証的なアセスメントツールの開発と日本の文化事情を考慮した効果的なプログラムの開発が望まれる。

加害者救済対策について、海外の研究では加害者の状態像を把握する試みが幾つかなされている(e.g.,Limber, 2008)が、日本で加害者の状態像を把握した試みは乏しい。僅かに山内ら(2007)が、インターネット上の誹謗中傷行為を行った者は「個人的な要因」と「インターネットリテラシー教育の不足」の2つのタイプがあることを報告している。このことから、情報モラル教育はサイバー型いじめ対策の必須事項であり、今後いっそう重要視されなければならないことが理解できる。さらに、森ら(2007)が、加害者の個人的動機として「友人関係の変化」「家庭内でのフラストレーション」「クラス内での勢力関係(グループ間の抗争など)」があることを報告しているが、今後、加害者の背景要因の追究はサイバー型いじめの理解に必須の課題となるだろう。

サイバー型いじめの防止を考える時、加害者救済がいじめ解消につながることを指摘する意見は幾つかの例外(e.g.,渡辺,2008)を除き、日本では多いとは言えない。しかし、加害者がサイバー型いじめを面白いと感じる動機に働きかけなければ、サイバー型いじめの根本的な防止にはつながらないだろう。動機自体を変化させないかぎり、「電気通信メディアに新たな展開があれば、同時に新しいサイバーいじめが生じ、やがてそれを防止するテクノロジーが開発される」という連鎖を止めることができない。この意味では「いじめの加害者をいじめ行為という人間虐待の非人間的な世界から救済するためにこそ、全力を注ぐべき」という尾木(2000)の見解は、サイバー型いじめにも通じる一般性を持っている。

サイバー型いじめにおいては加害者と被害者の重複が大きいかを考慮合わせれば、その取り組みは子どもを取り巻く全体的なフラストレーション環境を改善する試みと軌を一にするだろう。すでに海外においてサイバー型いじめの防止は教育現場あるいは心理学の対象だけでなく、法律的議論を必須とし、さらに地域行政とも連携して、子どもを取り巻く環境論として、統一的な観点から対策が検討されている(Kowalski,2008b)。他方、日本では相対的にサイバー型いじめの各要素についての対応という側面が強い。その一つ一つには利があるものの、それぞれを体系的に関連づけた統一的な視座の中で取り組まない限り、非効率性の危険と対処療法としての限界を有してしまう。このように考えると今後、日本でも、加害者救済を含めたより包括的な連携モデルに基づくサイバー型いじめ対策が求められるだろう。

引用文献

- Aftab,P. (2006) <http://www.wiredsafety.net>
- Agaston,P.W. (2008) What Educators can do? Kowalski,R.M.・Limber.S.P・Augaston,P.W. (ed) Cyber Bullying. Blackwell Publishing,123-152.
- 安藤 博 (2007) いじめの現状・構造と日本の救済制度—人権と法の視点から— 子どもの権利研究,11,4-9.
- 安 東賢 (2007) 韓国におけるいじめの現状と対策の課題—精神医学の立場から— 子どもの権利研究,11,40-42.
- Becker,K., & Schmidts,M.H. (2005) When kids seek help on-line : Internet chat rooms and suicide. Reclaiming Children and Youth,13,229-230.
- Child bullying, school bullying. bullycide (2008) <http://www.bullyonline.org/schoolbully/cases.htm>.
- Childnet international (2007) CyberBullying -A Whole School Community issue- Department for Children,Schools and Families.
- 藤川大祐 (2008) ネットいじめの実態 藤川大祐「ケータイ世界の子どもたち」講談社現代新書,71-92.
- Gati,A., Tenyi,T., Tury,F. and Wildmann,M. (2002) Anorexia nervosa following sexual harassment on the Internet: A case report. The international journal of Eating disorders,31(14),474-477.
- 兵庫県教育委員会「インターネット社会におけるいじめ問題研究会」(2008) ネットいじめ・誹謗中傷の解消に向けて—早期発見・迅速な対応・未然防止—.
- 池田彩子・森祐子・斎藤富由起・守谷賢二・社浦竜太・山内早苗・右山裕一 (2007) インターネット・リテラシーと自己肯定感の関連性に関する研究 その6 —中学生のコミュニケーションの質に注目して— 日本カウンセリング学会第40回大会発表論文集,184.
- Juvonen.J.,& Gross.,E.F (2008) Extending the School Groounds?-Bullying Experiences in Cyberspace. Journal of School Health,78,496-505.
- 川口商工会議所 (2006) <http://www.kawaguchicci.or.jp/net-monitor/06.11.09.htm>
- 川崎市・川崎市子どもの権利委員会 (2008) 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書.
- 喜多明人 (2008) 子どもの権利条約のこれまでとこれから—子どもの権利の視点に立った条例を— 子どもの権利研究,12,6-11.
- Kowalski,R.M. (2008a) What is Cyber Bullying ? Kowalski,R.M.・Limber.S.P・Augaston,P.W. (ed) Cyber Bullying. Blackwell Publishing,41-66.
- Kowalski,R.M. (2008b) Laws and Policies Kowalski,R.M.・Limber.S.P・Augaston,P.W. (ed) Cyber Bullying. Blackwell Publishing,181-190.
- Limber,S.P. (2008) Current Research on Cyber Bullying. Kowalski,R.M.・Limber.S.P・Augaston,P.W. (ed) Cyber Bullying. Blackwell Publishing,67-88.
- 文部科学省 (2007) 平成18年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査.
- 文部科学省 (2008) 青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書.
- 森祐子・池田彩子・斎藤富由起・守谷賢二・社浦竜太・山内早苗・右山雄一 (2007) インターネット・リテラシーと自己肯定感の関連性に関する研究 その7—個人的動機のカテゴリーに注目して— 日本カウンセリング学会第40回大会発表論文集,185.
- 森田洋司・清水賢二 (1994) いじめ—教室の病い(新訂版) 金子書房.
- 森田洋司 (2001) いじめ被害の実態 森田洋司監修 「いじめの国際比較研究 —日本・イギリス・オランダ・ノルウェーの調査分析—」 金子書房,31-54.
- 右山裕一・森祐子・池田彩子・斎藤富由起・守谷賢二・社浦竜太・山内早苗 (2007) インターネット・リテラシーと自己肯定感の関連性に関する研究 その5 —家庭内ネットモラル教育の阻害要因について— 日本カウンセリング学会第40回大会発表論文集,183.
- 守谷賢二・社浦竜太・山内早苗・右山裕一・森祐子・池田彩子・斎藤富由起 (2007) インターネット・リテラシーと自己肯定感の関連性に関する研究 その2 —情報リテラシー教育の視点から— 日本カウンセリング学会第40回大会発表論文集,180.

- 内閣府 (2007) 第5回情報化社会と青少年に関する意識調査について(速報) 2007年7月.
- 尾木直樹 (2000) いじめ克服への視点 尾木直樹「子どもの危機をどうみるか」,岩波新書,54-60.
- 尾木直樹 (2007) 第二章 広がるコミュニケーション不全 尾木直樹「ウェブ汚染社会」,65-80.
- 尾木直樹・渡部樹里 (2007) 教育再生会議のいじめ対策と学校 子どもの権利研究,11,16-21.
- 李垠周 (2007) 韓国の非行問題:インターネット中毒と学校暴力 子どもの権利研究,11,43-45.
- 李垠周 (2008) 青少年カウンセリングの現状と課題 子どもの権利,13,54-57.
- 埼玉県教育局「ネットいじめ等対策検討委員会」(2008) ネットいじめ等対応マニュアル.
- 斎藤富由起・守谷賢二・社浦竜太・山内早苗・右山裕一・森祐子・池田彩子 (2007) インターネット・リテラシーと自己肯定感の関連性に関する研究 その1 -匿名による誹謗経験と心理的影響について- 日本カウンセリング学会第40回大会発表論文集,179.
- 斎藤富由起 (2008) 子ども相談の現状と課題 子どもの権利研究,13,45-53.
- 斎藤富由起 (2009) 居場所から『私』を考える 空真堂.
- Shariff,S. (2008) Definitions of cyber-bullying Shariff,S. Cyber-Bullying Routledge London and New York, 28-31.
- 滋賀県教育委員会「いじめ対策チーム」(2007) ストップいじめアクションプラン.
- 清水賢二 (1998) 現代いじめ世界の三層構造(1) 現代いじめの諸特徴 佐伯胖・黒崎勲・佐藤学・田中孝彦・浜田寿美男・藤田英典(編) 岩波講座4. 現代の教育-危機と改革- 「いじめと不登校」 岩波書店,102-105.
- Sumith,A (2007) Cyber bullying affecting 17% of teachers ,poll finds. The Guardian.
<http://www.education.guardian.co.uk>.
- 社浦竜太・山内早苗・右山雄一・森祐子・池田彩子・斎藤富由起・守谷賢二 (2007) インターネット・リテラシーと自己肯定感の関連性に関する研究 その3 -中学生のインターネット・携帯メールの利用状況から- 日本カウンセリング学会第40回大会発表論文集,181.
- 滝充 (2001) 第3章 いじめの方法と場所 森田洋司監修 「いじめの国際比較研究 -日本・イギリス・オランダ・ノルウェーの調査分析-」 金子書房,55-69.
- 田中純夫・水野基樹・今野亮・山田泰行・杉浦幸・菊地奈美 (2005) 高校生における逸脱行動と共感性および暴力肯定観の関連性 順天堂大学スポーツ健康科学研究,9,21-32.
- Trolley,B.C., Hanel,C. & Shields,L (2006) Demystifying & Deescalating Cyber Bullying in the Schools: A Resource Guide for Counselors, Educators and Parents. Booklocker.com.inc.
- 内田塔子 (2006) 子どもの自己肯定感と権利の救済・保障 -子どもの安心と救済に関する実態・意識調査をふまえて- 荒牧重人・吉永省三・吉田恒雄・半田勝久(編) 「子ども支援の相談・救済 -子どもが安心して相談できる仕組みと活動-」 日本評論社.
- 渡辺真由子 (2008) 大人が知らないネットいじめの真実 ミネルヴァ書房.
- Willard,N. (2003) Off-campus, harmful online student speech. *Journal of School Violence*, 1(2),65-93.
- Willard,N. (2006) Cyber bullying and cyberthreats ; Responding to the challenge of online social cruelty, threats ,and distress. Eugene OR : Center for Safe and Responsible Internet Use.
- Winter,R.E., & Leneway .R.J. (2008) Terror in the Classroom: What Can be Done?
<http://www.schoolcio.com>.
- 山脇由貴子 (2006) 第2章 大人に見えない残酷な「いじめ」山脇由貴子「教室の悪魔 -見えない『いじめ』を解決するために-」 ポプラ社,54-90.
- 矢部武 (2008) 「ネットいじめ」に見る傍観者の役割 矢部武「間違いだらけの『いじめ』対策」,PHP Paperbacks,132-141.
- 山内早苗・社浦竜太・斎藤富由起 (2007) インターネット・リテラシーと自己肯定感の関連性に関する研究 その4 -反リテラシー行為の動機に注目して- 日本カウンセリング学会第40回大会発表論文集,182.
- Ybarra,M.L., & Mitchell,K.J. (2004) Online aggressor/targets, aggressors, and targets: A comparison of associated youth characteristics. *Journal of Child Psychology and Psychiatry*,45,1308-1316.
- 全国高等学校PTA連合会・木原雅子 (2006) 見えない暴力-『精神的いじめ』の実態調査について- 2006年度全国高校生の生活・意識調査.

